

令和4年度 第7回 北海道大規模小売店舗立地審議会第2部会 議事録

1 日時 令和5年2月1日(水) 10時00分～10時30分

2 場所 渡島合同庁舎 4階 400号会議室 (WEB開催)

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 菊池 幸恵 (函館工業高等専門学校准教授)
副部長 笠井 久会 (北海道大学水産学部水産科学研究所准教授)
特別委員 田中 浩二 (道南うみ街信用金庫審査部長)
特別委員 寺井 あすか (公立はこだて未来大学准教授)
特別委員 畠山 大 (北海道教育大学准教授)
特別委員 菅原 智明 (函館地域産業振興財団研究主幹)
特別委員 安木 新一郎 (函館大学准教授)

(2) 事務局

北海道渡島総合振興局産業振興部 商工労働観光課長 山本 悟史
北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係 専門主任 菊地 英恵
北海道檜山振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 岡坂 直光

4 傍聴者 0名

5 審議事項

「DCM ホーマック八雲店複合商業施設」の法第6条第2項(変更)の届出について

6 発言要旨

(1) 「DCM ホーマック八雲店複合商業施設」の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局から届出の概要説明、及び12月14日に開催した第6回審議会における第2部会からの質疑照会に対する回答を行った。

ア 今後もし収容台数が、現在の291台から100台へ、または大幅に減少し駐車スペースがコンパクトに収まる場合、出入口①から③だとだいぶ離れてしまうため、出入口①から③を通過していく車もあるかもしれない。その際には、出入口変更の検討もお願いしたい。

(回答)

来客は店舗入口に近い位置に駐車する傾向が強いので、概ね店舗側に沿って出入口①から出入口③に至る車路に沿った細長い位置を中心に利用されています。従って国道側水路に沿った部分やホーマック前の店舗入口から遠い部分については、従業員駐車場や堆雪場所として利用しています。この従業員駐車場や堆雪場所として利用している部分を中心に届出台数

から除外するので、 駐車台数を削減しても、 来客の駐車場利用形態には大きな変化が生じないと考えます。

また、店舗の敷地形状として南北に細長く、国道側は水路となっており、駐車場出入口を設けることは出来ません。このため、駐車場出入口は現状の位置から変更することはほぼ不可能な立地となっています。

イ 交通整理員の配置について、p.15 および p.17 に繁忙期は3名程度の交通整理員を配置すると記載があるが、この店舗近辺に学校があれば、通学時間帯の交通整理員の配置の検討もお願いしたい。

(回答)

八雲小学校は概ね2kmほど離れています。店舗は9:30以降の開店であり、朝の通学時間帯は営業しませんが、大きなイベント等で繁忙となるときには、交通整理員により交通安全に配慮します。

ウ 冬期間の除排雪について、p.17 に駐車場外周部などに一時堆雪するとあるが、第2駐車場の雪堆積スペースがなくなり、前面の駐車場の雪を外周部に一時置くというのは、以前からやっていて問題ないということか。

(回答)

店舗前駐車場の雪を裏の第2駐車場に堆雪することはありません。雪の処理は駐車場毎に行います。駐車場利用台数調査のとおり、実態的には駐車場に余裕があり、雪は国道側の駐車場外周部に一時堆雪しており、問題が発生することはありません。

エ ホームックや隣のマックスバリュの利用者の中には、各店舗の駐車場を一体として考えている人がいて、マックスバリュの駐車場に駐めているホームック利用者もいると思う。

利用台数調査を見ると、1日のピークが60台程度なので問題ないとは思いますが、仮にマックスバリュが閉店するなどして、駐車場が使えなくなった場合、ホームック側の利用台数が増える可能性がある。

また今後、届出以外である191台のホームックの駐車場をもし減らした際、マックスバリュ側に駐める者が増加する可能性もある。相互の影響が出ないか心配なので、今後の利用台数の推移にもご注意いただきたい。

(回答)

ホームック棟の店舗入口とマックスバリュ棟の店舗入口はおよそ90m離れており、相互に駐車場共用する方は少ないですが、繁忙日などの駐車場の利用状況に留意して、駐車場が不足することがないように、届出以外の余裕の駐車スペースの確保に配慮します。

(2) 発言

(部会長)

ただいまの説明について、質問・意見等はないか。質問・意見等がなければ、当該届出に対する第2部会としての意見をとりまとめたいと思うが、「意見なし」とし別紙のとおり

り答申することで良いか。

(全委員)

異議なし。

(部会長)

それでは、別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 令和4年度における第2部会の届出状況の説明を行った。

7 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は別添のとおり。